

令和 6 年 第 5 回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月24日（金）午後1時30分から午後2時19分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 （14人）

会長	16番	大芦 宏
委員	2番	川田恒夫
委員	3番	石田 光
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 （2人）

委員	1番	新井 勉
委員	14番	澁江修身

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第3号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋利彰
参事	佐瀬浩幸
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事補 柿沼誠一郎
	主事補 島田佳汰

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和6年第5回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号1番 新井勉委員、議席番号14番 澁江修身委員の2名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は13名でございます。

議 長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第5回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 石澤和枝委員、議席番号12番 小久保勝委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第3号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、このことについて、佐野市農業委員会事務局専決規程第2条第10号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第3号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

まず、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条761番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距

離は0.1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕耘機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。

検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条762番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.0km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機3台、コンバイン3台をリースしております。主な経営作物は、米、麦、そばとなっております。農作業従事人数は3人、従事日数は550日です。

検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条763番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.2km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台と草刈機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条764番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.6km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、刈払機2台、噴霧器2台を所有しております。主な経営作物は、葡萄となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条765番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.7km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。主な経営作物は、米、麦となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は350日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。
令和6年5月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号4条165番から4条167番について、調査班お願いします。

調査班

4条165番について報告します。
農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。
立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

4条166番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。

立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

4条167番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。

立地基準は、転用目的が一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号の167番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、167番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号5条1084番から5条1086番について、調査班お願いします。

調査班

5条1084番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。

立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1085番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。

立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1086番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。

立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の

委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更についてを議題といたします。

事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年5月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第4号37番について、調査班お願いします。

軽微な変更37番について報告します。

2の検討状況ですが、農業用施設用地に変更された後、転用目的が農業用施設用地ということから、不許可の例外事由に該当します。

また、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは有りと考えられます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号については、農用地域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第４号については、そのように決定いたしました。

次に、議案第５号 佐野市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局をして、議案第５号の説明をさせます。

事務局

議案第５号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和６年５月２４日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第５号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

利用権設定関係の１８番、５８番、１０８番について、議席番号１１番 穂原洋子委員が、議事参与の制限に該当します。

１８番、５８番、１０８番について審議します。

穂原洋子委員の退室をお願いします。

(穂原委員 退室 ２：１３)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の１８番、５８番、１０８番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第５号利用権設定関係の１８番、５８番、１０８番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

蘆原洋子委員の入室をお願いします。

(蘆原委員 入室 2 : 1 4)

次に利用権設定関係の28番について、議席番号9番 小林秀男委員が、議事参与の制限に該当します。

28番について審議します。

小林秀男委員の退室をお願いします。

(小林委員 退室 2 : 1 4)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の28番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第5号利用権設定関係の28番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

小林秀男委員の入室をお願いします。

(小林委員 入室 2 : 1 5)

次に、利用権設定関係の18番、28番、58番、108番以外の案件、及び、所有権移転関係について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の18番、28番、58番、108番以外の案件及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第5号利用権設定関係の18番、28番、58番、108番以外の案件、及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和6年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和6年第5回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時19分閉会